

★賢く★
みんなの
年金学

保険料の
免除制度・若年者納付猶予制度
をご利用ください



「保険料は納めたい。でも病気や失業などの経済的な理由等でどうしても納められない」——そんなときのために、保険料免除制度・若年者納付猶予制度があります。

- 法定免除** 障害基礎年金や生活扶助を受けている方は、届け出ることによって保険料が免除されます。
- 申請免除** (申請が必要) 「全額免除」「半額免除」の2種類があり、本人、配偶者、世帯主の全員の前年所得が一定以下の場合、申請して承認されると保険料が免除されます。ただし「半額免除」の承認を受けた場合は、残り半額の保険料を納めないと未納期間となりますのでご注意ください。
- 若年者納付猶予制度** (申請が必要) 20歳代の方は、若年者納付猶予制度が利用できます。本人、配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請して承認されると月々の保険料を後払いにすることができます。

◆**手続方法** 各支所市民課国保年金係に備え付けの「免除等申請書」に必要事項を記入のうえ申請してください。承認されると7月から翌年6月までの保険料が免除・猶予されます。

免除・猶予の所得基準の目安

世帯の構成	全額免除 若年者納付猶予	半額免除
単身世帯	57万円	141万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	195万円
4人世帯 (夫婦・子供2人)	162万円	282万円

申請・問合せ先

本庁市民課年金係または
各支所市民課国保年金係

国保の退職者医療制度が受けられます

会社などを長い間勤めた後に退職して国保に加入している人が、老齢（退職）年金を受けるとなると、老人保険制度の適用を受けるまでは、退職者医療制度で医療を受けられます。（国保への届け出が必要です）

問合せ先

本庁市民課国保係
または各支所国保年金係

▽退職者医療制度を受けられる方は次の条件をすべて満たす人です。

退職被保険者（本人）の場合

- 国保の加入者
 - 老人保健制度の適用を受けていない人
 - 厚生年金や各種共済組合などの老齢（退職）年金の受給権がある人
 - 厚生年金や各種共済組合などの加入期間が次に該当する人
 - ・厚生年金などの年金加入期間が20年以上ある人
 - ・もしくは、40歳以降の期間が10年以上ある人
- 退職被保険者（本人）の被扶養者の場合
被扶養者となるのは、退職被保険者（本人）と生活を共にし、退職被保険者（本人）の収入によって生計を維持している配偶者や学生等で次の条件をすべて満たす人です。

- 国保の加入者
- 老人保健制度の適用を受けていない

○退職被保険者本人の直系尊属、配偶者（婚姻関係と同様の状況にある人を含む）および3親等内の親族、または配偶者の父母と子

▽退職者医療制度の適用を受けるには、届け出が必要です。

1. 届け出は、年金を受けるようになってから行います。
2. 年金の受給権が発生し、年金を受ける手続きをすると、年金証書が送られてきます。
3. 年金証書を受け取ってから14日以内に国保に届け出てください。

届け出に必要なもの 国保の保険証、年金証書、印鑑

必ず届け出を!!

退職者医療制度では、一部負担金と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。届け出をしないと本来拠出金が負担すべき医療費まで国保が負担することになります。

国保・老人医療・介護保険で

入院・入所の食事代などが減額されます

国民健康保険、老人医療、介護保険の各制度では、入院や入所に伴う食事代が住民税非課税世帯の場合、減額になります。減額を受けるためには申請が必要です。市役所各支所で手続きをしてください。

問合せ先

【国保・老人医療に関すること】各支所市民課
【介護保険に関すること】各支所健康福祉課

- 三角支所 ☎53—1111
- 不知火支所 ☎33—1111
- 松橋市民センター ☎32—1111
- 小川支所 ☎43—1111
- 豊野支所 ☎45—2111

国民健康保険

申請窓口：各支所市民課

世帯員の中で世帯主および国民健康保険加入者全員に、住民税がかかっていない場合に申請できます。

申請に必要な物

- 国民健康保険証 ●印鑑
- 平成16年度中に認定を受けていた人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」
- 入院が90日を超える場合は、長期入院を証明する領収書等

◇現在お持ちの認定証は、7月末日が有効期限です。

老人医療

申請窓口：各支所市民課

世帯員全員に住民税がかかっていない場合に申請できます。（医療費の減額制度もあります）

申請に必要な物

- 老人医療受給者証
- 健康保険証 ●印鑑
- 平成16年度中に認定を受けていた人は、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」
- 入院が90日を超える場合は、長期入院を証明する領収書等

◇現在お持ちの認定証は、7月末日が有効期限です。

介護保険

申請窓口：各支所健康福祉課

要介護の認定を受け施設に入所される方（入所されている方）で、住民税がかかっていない世帯の場合申請できます。

申請に必要な物

- 介護保険被保険者証 ●印鑑
- 平成16年度中に認定を受けていた人は、「標準負担額減額認定証」

◇現在お持ちの認定証は、5月末日が有効期限でした。まだ手続きをされていない方は至急申請してください。

入院・入所の区分別食事代

国民健康保険・老人医療の入院時食事代の自己負担額			介護保険の入所・入院時食事代の自己負担額	
一 般	一定以上の所得がある方	1日 780円	一 般（住民税課税世帯）	1日 780円
低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	90日までの入院1日	1日 650円	住民税非課税世帯	1日 500円
	過去12カ月で90日を超える入院	1日 500円		
低所得Ⅰ	1日 300円 生活保護受給者等	1日 300円	生活保護受給者等	1日 300円

※国民健康保険・老人医療の「一般、低所得Ⅱ、低所得Ⅰの区分」、介護保険の「生活保護受給者等」詳しくは、各支所市民課または健康福祉課へお問い合わせください。

※平成17年1月2日以降、旧5町（三角・不知火・松橋・小川・豊野）および宇城市に転入された方は、転入以前の住所地の住民税非課税証明書が必要です。

宇城地域ヘルシー外食推進店（健康づくり応援店）募集!!

宇城地域では平成15年度から生活習慣病を予防するための栄養食生活対策として、「宇城地域ヘルシー外食推進店（健康づくり応援店）事業」を実施しています。

この事業は、飲食店や惣菜店などで、栄養表示や健康に配慮したメニューや健康栄養情報な

どを提供することにより、利用者が健康的な食事や自己管理ができやすいような食の環境を整備していくことを狙いとし、実施するものです。

この機会に応援店に応募したいとお考えの店舗については、宇城保健所へご連絡ください。

申込・問合せ先 宇城保健所 ☎32—1147